

# ADRの現場から

163

## 不動産会社が知つておくべき トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

貴賓住宅のオーナーと入居者間のトラブルといえば「敷金」「原状回復」に関するものが主となっていますが、当然にそれ以外のトラブルも発生しています。今回は、敷金や原状回復以外のトラブル相談事例を紹介します。

まずはシェアハウスに住んでいたA氏です。シェアハウスに住んでいたA氏は、管理会社より、オーナーの都合で2週間後にシェアハウス運営をやめることになつたため、それまでに退去して欲しい、とメールで通達を受けました。しかし、A氏はちょ

うじ近隣の仕事が決まつたばかりであり、また、2週間という短い期間では次の物件を決めるのもできないため、なんとか3ヶ月後まで退去を待つてもらえないかと診療をしました。すると、オーナー側からは「シェアハウスの他の入居者は全員退去を了承しており、A氏だけが抵抗をしている状況。」のままでA氏の「わがまま」のためにオーナーが損害を被るため、A氏を訴えるかもしれない」と言わってしまいました。文中にある「わがまま」という表現に、憤りを感じたA氏は、シ

## 日本不動產仲裁機構

アハウスの賃貸に敷金・礼金の「ゼロゼロ物件」であったため、更に多額のものと、本当にAの費用を請求されてしまうの氐の依頼が「わがまま」であるのか、「オーナー側と話がした」と考えていました。

次は、「退去時を適正な数値に確定させたいの立合」をADと著していました。

Rの場にしたい最後は、入居者の行為に悩

という少々珍しい  
希望を持っていたB氏です。賃貸住  
宅に住んでいたB氏は、2カ月前  
に解約通知書を提出して送付をし  
たが、ある入居者が5年以上も  
マンションのセッティングに  
易書留で送付をした  
1カ月経っても書  
や立ち合いの件の連  
ません。退去2週間  
注意文を繰り返しましたが、  
車を続けていました。C氏は  
違反の掲示やバイクミラーに  
違法駐車の事態を繰り返すC氏  
のようやく委託先と  
内装業から立ち合い  
者を訪問して注意をしても効

の二たのですか そ

予測原状回復費用がある時、違反を続ける理由

た物件を見ていない。を聞いたところ「当時の仲介

卷之三

金額が「三〇〇」から「一〇〇〇」となった。

原状回復費用を請求しない分でした。その上

「いや、連絡がありま  
バ イクを停めてよ」という

から入居を決めたとも言う

オリナリティ不言をうながすのです。つまり、入居者の

古事記傳説の語

### 元々 しれども い分の 正體に して 第三

著立七合の上 話し合ひた

事例

卷之三

卷之三

資格・公私合意